

巻頭言

本年3月11日に発生した東日本大震災では、地震と津波により関東から東北の太平洋岸にかけて甚大な被害が生じ、多くの人命と貴重な財産が失われました。亡くなられた方々のご冥福を祈り、被災された方々に心からお見舞い申し上げるとともに、被災地の一刻も早い復興を願っております。

さて、海難審判所は、平成20年10月1日国土交通省の特別の機関として設置され、3年が経過しました。

我が国は、四方を海に囲まれ、国内外の物資の輸送には船舶が深くかかわっていることから、船舶の安全確保は、全ての海上輸送関係者にとって重要な課題ですが、依然として、多くの海難が発生している状況にあります。

船舶では海技資格を有する者が乗り組んで運航に従事することから、海難の発生には、船舶を運航する海技者の行為が何らかの形で関係していると言っても過言ではありません。

海難審判法は、職務上の故意又は過失によって海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うため、国土交通省に設置する海難審判所における審判の手続等を定め、もって海難の発生の防止に寄与することを目的としております。

海難審判所は、発生した海難について、裁判に類似した厳正な手続きを定めた海難審判法の規定に則り、船舶の運航に関して専門的な知識・経験を有する理事官及び審判官によって独自の調査及び公開の審判廷での審判を行っております。

海難審判においては、海技士等のどのような行為が原因となって海難が発生したものであるかについて審理が行われ、審判官が、海難の発生の防止に寄与する観点から、懲戒の理由となる原因を特定して海技士等の職務上の故意又は過失を認定し、その内容を記載した裁決書を作成しています。

海難審判所では、海難審判業務の現状を紹介するため、平成22年における海難の発生状況、調査、審判及び裁決の状況等について、統計的な分析を行い、ここに「平成23年版レポート 海難審判」として取りまとめました。

「平成23年版レポート 海難審判」により、海難審判所の現状と海難審判行政に対するご理解を一層深めていただくとともに、海難防止の一助となれば幸いです。